一般社団法人野々市市観光物産協会による公共施設における営利事業の実施に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、地域物産品等の販売を通じて野々市市（以下、「市」という。）の地域産業及び地域経済の発展に資することを目的として、一般社団法人野々市市観光物産協会（以下「協会」という。）が、市が所有する公共施設において営利事業を行うために必要な事項を定める。

（対象となる営利事業）

第２条　協会が、この規程に基づき行う営利事業は、飲食物・オリジナル商品等の販売及びパフォーマンス等を行うものであって、協会が主催又は共催するものとする。

（対象となる公共施設）

第３条　協会が、この規程に基づき営利事業を行う公共施設は、次の公共施設とする。ただし、当該施設内において、市が協会にその使用を許可した部分に限るものとする。

（１）野々市市役所
（２）野々市中央公園
（３）あらみや公園
（４）つばきの郷公園
（５）野々市市富奥防災コミュニティセンター
（６）学びの杜ののいち
（７）にぎわいの里ののいち
（８）野々市市スポーツランド
（９）野々市市文化会館

（利用申込み）

第４条　第２条に規定する協会が主催する営利事業（以下「主催事業」という。）は、別に定める事業要項により実施するものとする。

２　主催事業は、協会が市へ行政財産の使用許可を申請し、参加者の公募を行うことにより実施するものとする。

３　第２条に規定する協会が共催する営利事業（以下「共催事業」という。）は、公共施設における営利事業の実施を希望する者が、協会へ協会が別に指定する方式により利用申請を行うことにより実施するものとする。ただし、市が協会に行政財産の使用許可を認めた場合に限る。

４　前項の承認にあたっては、共催事業であることを了承することを前提とし、利用許可を得た者（以下「利用者」という。）は協会の指示及び指導に従わなければならない。
５　共催事業の申請をすることができる期間は、公共施設を利用する日（以下「利用日」という。）の３月前の日の属する月の初日から１月前までとする。ただし、協会の理事長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（備品及び設備の利用）

第５条　協会は、利用者に対し、協会及び施設管理者が必要と認める範囲内で、次に掲げる備品及び設備を利用させることができる。
（１）公共施設における机、いすその他備品の貸出
（２）公共施設における給排水設備の使用
（３）公共施設における電気設備の使用

（出店料、備品の使用料及び設備の手数料）

第６条　主催事業の出店者は、協会が別に定める事業要項により、出店料及び設備の手数料を支払うものとする。
２　利用者は、別表１、別表２に定める出店料及び設備の手数料（以下「料金」という。）を支払うものとする。この場合において、当該利用者は、利用日（複数日利用する場合は連続する日の最終日）から10日以内に支払うものとする。ただし、利用者が公共施設を利用中に、協会が承認又は許可を取り消した場合においても、同様とする。
３　協会は、次のいずれかに該当すると認められる場合は、料金を減免することができる。
（１）市が使用する場合
（２）国、県又は他の市町村が直接利用する場合
（３）学校法人及び社会福祉法人が直接利用する場合
（４）協会が特に料金を減免することが必要と認めた場合
４　料金は、物価、公租公課その他の経済情勢の変動等により、協会が予告なくこれを改定することができるものとする。
５　次に定める場合には、既に支払われた料金の全額を返還する。
（１）公共施設の設備の不具合又は保守、点検、修理により、充分な利用ができないと協会が判断した場合
（２）公共施設の火災、停電等の事故により利用ができなくなった場合
（３）その他、協会の過誤等により利用の休止を利用者に対して願い出た場合
６　利用者は、利用をキャンセルするときは、別表４に定めるキャンセル料金を協会に支払わなければならない。ただし、協会が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

（禁止事項）
第７条　利用者が、次の各号に規定する行為を行い、協会、他の公共施設利用者その他第三者に損害を及ぼした場合は、当該利用者は、その損害の全額を賠償しなければならない。
（１）危険物その他他人の迷惑となる物品を持ち込むこと
（２）公共施設内の指定された場所以外での喫煙、騒音、その他公共施設の円滑な運営、秩序の維持・保全を害する行為を行うこと
（３）他の利用者の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害する行為を行うこと
（４）その他この規程に反する一切の行為を行うこと
（利用の制限）
第８条　協会は、公共施設の利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許可しない。
（１）特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教の利害、宣伝・主張及び売名に関わるおそれのあるもの
（２）公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
（３）参加者の安全及び衛生が充分に確保することができないもの
（４）暴力行為又は迷惑行為を行うおそれのあるもの
（５）連鎖販売取引又はそれに関するおそれのあるもの
（６）未成年や青少年に有害な情報を発信するおそれのあるもの
（７）協会の運営を妨害し、又はそのおそれのあるもの
（８）その他協会が不適当と認めるもの
（承認又は許可の取消し）
第９条　協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認又は許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に対して発生した損害に対し協会は一切の責を負わない。
（１）前条各号に掲げる事項を、利用者が行、又は行おうとした場合
（２）この規程に反する行為があった場合
（３）提出書類に虚偽があった場合
（４）協会や他の利用者、第三者に損害を与えるおそれがあると協会が認めた場合
２　前項の規定による承認又は許可の取消しは、前項各号のいずれかに該当する違反により協会が被った損害に係る損害賠償請求を妨げない。
３　協会は、第１項の規定により利用を中止し、又は利用許可を取り消したときは、文書又は口頭により利用者に通知するものとする。
（公共施設の利用条件）
第10条　利用者は、公共施設の利用について各公共施設が定める利用条件及び協会が定める条件を遵守しなければならない。

２　利用者は、公共施設に造作の設置、工事等を行ってはならない。

（原状回復）

第11条　利用者は、公共施設の利用を終了したときは、利用者の設備、動産その他物件について、自己の費用と責任において撤収し、原状に回復して協会に引き渡すものとする。

２　協会は、利用後に残置された設備、動産その他の物件については、処分することができる。

（損害賠償義務）

第12条　利用者は、自己の責めに帰すべき事由によって公共施設の設備、備品等を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（免責事項）

第13条　協会は、次に掲げる事項について一切の責を負わない。

（１）利用者間、又は利用者と第三者との間で生じたトラブル

（２）公共施設における、利用者の責めに帰すべき事故

（３）公共施設での盗難・紛失

（４）天候不順等による事業の中止による商品等の補償

（その他）

第14条　この規程の解釈に疑義が生じ、又はこの規程に定めのない事由が生じたときは、協会及び利用者は協議の上解決するものとする。

（管轄の合意）

第15条　この規程及び協会が定める事項について、協会と利用者との間に訴訟が生じたときは、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附　則

この規程は、令和元年８月23日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年７月２日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第６条関係）
（税込）

利用者区分	出店料
協会の正会員	売上の10％
上記以外	売上の20％

備考
１　１日の利用時間は、午前９時から午後５時までの範囲とし、この時間以外の利用については、別途協議する。
２　出店料は店舗スペースのみとし、飲食等で使用する休憩スペースは含まない。
３　協会の理事長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

別表２（第６条関係）
（税込）

設備（１日当たり）	手数料
電気	1,500 円
水道	500 円

別表３（第６条関係）
（税込）

利用キャンセル申込日	キャンセル料（１店当たり）
利用日当日以後	2,000円
利用日３日前から 利用日１日前まで	1,000円
利用日14日前から 利用日４日前まで	500円
利用日14日前以前	０円

備考　　キャンセル料金の支払いに必要な振込手数料、その他手数料は、利用者の負担とする。